

障がい者就労支援企業認証制度認証手続要領

第1 目的

この要領は、障がい者就労支援企業認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認証手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 申請等の様式関係

要綱に定める申請、届出、認証、承認、通知及び報告は、次表に定める様式による。

要綱の定め	様式
第5 第9の2の(1)	別記様式第1号 障がい者就労支援企業認証申請書 別記様式第1号-2 障がい者就労支援企業認証変更申請書
第9の1	別記様式第2号 認証基準適合状況報告書
第9の2の(2)	別記様式第3号 認証企業名称等変更届出書
第8の2	別記様式第4号 認証更新申請書
第6の3	別記様式第5号 障がい者就労支援企業認証書 別記様式第5号-2 障がい者就労支援企業非認証通知
第8の3	別記様式第6号 審査結果通知書
第10の1	別記様式第7号 認証取消通知書

第3 認証企業等関係

- 1 要綱第5に定める認証を受けようとする者の申請は、別紙「申請書及び添付書類一覧」に示す申請書様式及び添付書類により行うものとする。
- 2 要綱第6の4に定める関係書類は、当該書類の記録に関する事業年度の末日から3年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 要綱第9の2の(2)に定める名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出は、変更後2週間以内に、認証企業名称等変更届出書により行うものとする。

附則

この要領は、平成21年3月17日から施行する。

附則

この要領は、平成21年9月30日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。